

○山口県交通指導員制度の運用について

平成9年8月29日
交企第423号

1 制定の趣旨

山口県交通指導員制度は、昭和42年に主としてこどもの登下校時における交通安全を目的として設けられたものであるが、運転免許人口・自動車保有台数の大幅な増加や高齢化社会の進展等の社会情勢の変化に伴い、昭和63年には本県独自にシルバー交通指導員制度を、平成2年には道路交通法(昭和35年法律第105号)の一部改正により地域交通安全活動推進委員制度を新設し、交通安全の確保に努めてきたところである。

こうした交通ボランティア制度の充実に伴い、旧例規に実情に合わない点が認められることから、新たに例規通達を制定するもの。

2 交通指導員の任期、人員及び配置場所

(1) 任期

山口県交通指導員(以下「交通指導員」という)の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(2) 人員

委嘱する交通指導員の人員は、160人とする。

(3) 配置場所

交通指導員の配置場所は、別に定めるところによるものとする。

3 交通指導員の選考・上申

(1) 上申期日

交通指導員の配置場所を管轄する警察署長は、適任者を毎年1月末日までに適任者を選考し、交通部交通企画課(以下「交通企画課」という。)へ上申すること。

(2) 上申基準

高齢者層による社会参加活動が活発化している現状から、年令の上限を定めないが、交通指導員の業務が街頭における活動であることから、60歳以上の者を選考・上申しようとする場合は、交通(地域交通)課(係)長が直接本人に面接するなどして交通指導員としての活動への支障の有無、健康状態等を確認するなど、受傷事故防止上の観点からの適格性を見極めを充分行うこと。

4 報償金の交付

交通指導員には報償金を交付するが、報償金の交付に当たっては、会計事務処理に十分配慮し、交付すること。

5 指導教養

交通指導員の業務を円滑に推進し、受傷事故を防止するため、交通(地域)交通課(係)長は、交通指導員に対して機会あるごとに指導助言すること。

特に、交通指導員の業務、従事の方法及び心得については十分理解させる

とともに、道路横断の誘導方法、横断旗の使用方法、呼びかけ等についての技術指導を徹底すること。

6 災害補償

交通指導員は、県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年山口県条例第38号）に定める「その他非常勤の職員」に該当することから、交通指導員が業務に従事中の交通災害については、公務災害補償の対象となるので、交通災害が発生した場合は、直ちに交通企画課に速報すること。

7 委嘱に伴う諸準備

委嘱に当たり、交通企画課及び警察署の準備すべき事項は次のとおりとする。

(1) 交通企画課

委嘱状、山口県交通指導員証、腕章及び誘導旗を作成し、4月1日までに警察署に送付すること。

(2) 警察署

委嘱状は警察署長が代理交付するものとし、新年度に入り次第速やかに交付式を行うこと。

8 運用上の留意事項

(1) 配置場所の変更等

交通信号機の設置や交通安全施設の整備等により交通指導員を配置する必要がなくなった場合、又は交通事情の変動などにより配置場所を変更する必要が生じた場合は、その旨を交通企画課に意見具申すること。

(2) 資料提供等

交通指導員に対しては、交通安全教育指針その他の活動上参考となる資料を提供するとともに、交通指導員からの意見の吸い上げに努め、常に良好な関係を保持すること。